

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習会

開催ご案内

労働安全衛生法の規定により

- ① 掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業
 - ② 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け及び取りはずしの作業
- については、都道府県労働局長に登録した者が行う標記技能講習を修了した者のなかから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する作業者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないこととなっております。

当支部におきましては、北海道労働局長の登録教習機関として、この技能講習を実施いたしますので、該当者を受講させて、有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

北海道労働局長登録教習機関 北労安教第65号
建設業労働災害防止協会北海道支部

1. 受講資格

- ① 地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- ② 大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者
【注】この資格で受講する方は、卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）の写しを添付してください。
- ③ 職業能力開発促進法による所定の訓練等を修了した者で、その後2年以上地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者
【注】この資格で受講する方は、修了証等の写しを添付して下さい。

- ※ この講習を受けることができる者は以上に述べた、いずれかの要件を備えているものでなければなりません。従って、誤ってか、或いは虚偽の申立をして受講し、修了証を得たとしてもそのことが発覚した場合には取消されますので特に御注意下さい。
- ※ 上記の受講資格は、年少則の関連から満18歳以上からの経験年数です。

2. 開催日時（3日間）

平成30年2月26日（月）9：00～
27日（火）9：00～
28日（水）9：00～

3. 講習会場（学科・実技）※学科のみの講習会になります。

公益社団法人 日高地域人材開発センター

浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1 Tel (0146) 22-2394

4. 講習科目及び時間割り

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 作業の方法に関する知識（専門知識） | 10時間30分 |
| ② 工専用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（関連知識） | 3時間30分 |
| ③ 作業員に対する教育等に関する知識（教育知識） | 1時間30分 |
| ④ 関係法令 | 1時間30分 |

第1日	科目	専 門 知 識		
	時間	9 時 ~ 17 時		
第2日	科目	専 門 知 識	関 連 知 識	
	時間	9 時 ~ 17 時		
第3日	科目	教 育 知 識	関 係 法 令	修 了 試 験
	時間	9 時 ~ 12 時		12 時 ~ 13 時

※休憩時間及び昼休み時間を含む。

5. 修了試験

講習会終了後直ちに修了試験を行います。

修了試験は、所定の時間割をすべて受講しなければ受けることが出来ません。

6. 講習科目の受講免除

別表第3 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の一部免除の資格及び免除科目
技能講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	講習科目
一 第一条第一号、第三号及び第六号に掲げる者 (第一号) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者 (第三号) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者 (第六号) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科若しくはさく井科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、土木科若しくはさく井科の訓練を修了した者 二 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練（旧開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者	作業の方法に関する知識 工専用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業方法に関する知識 工専用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業員に対する教育等に関する知識
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	作業方法に関する知識 工専用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識

7. 受講料及びテキスト代

全 科 目	受講料：19,440円 (内消費税 1,440円)	テキスト：2,570円 (内消費税 190円)	合 計：22,010 円
一 部 免 除	受講料：6,480円 (内消費税 480円)	テキスト：2,570円 (内消費税 190円)	合 計：9,050 円

8. 受講申込に必要なもの

受講希望者は、下記のものが必要になります。

- ① 受講申込書
- ② 証明写真2枚(3.0cm×2.5cm)上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影した正式なもの。
(スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカメラ写真等も不可)
- ③ 修了証郵送料(242円分の切手)
- ④ 受講料及びテキスト代
- ⑤ 講習科目の受講免除がある場合のみ、書面のコピーを添付

9. 申 込 先

〒057-0005 浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1(日高建設協会内)

TEL(0146)22-3080 建設業労働災害防止協会北海道支部 浦河分会

10. 技能講習修了証の発行

この技能講習会の所定の科目を受講し、修了試験に合格した者に修了証を交付します。当支部で別の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付いたします。

「修了証」は受講者個人宛に申込書記載の「現住所」へ「特定記録」にて郵送いたしますので、送料242円分の切手を受講申込時に必ず添付してください。

統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

11. そ の 他

- (1) 定員は50名となっておりますので、定員に達し次第締切日以前であっても申込み受けを打ち切りますので、ご了承下さい。
- (2) 講習会当日は、必ず筆記用具を持参して下さい。
- (3) 原則として遅刻は認められませんので、ご注意願います。
- (4) 昼食は用意しませんので、弁当を持参されるか、外食されるか、各人の自由とします。尚、昼食休憩は40分です。
- (5) 受講申込書に添付する証明写真の裏面には必ず氏名を記入して下さい。
- (6) 原則として受講申込みをした後、受講料及びテキスト代はお返しいたしませんのでご了承ください。
- (7) 一部免除を希望する方は、その資格を有することを証する書面のコピーを添付して下さい。なお、その際は原本確認をいたしますので、資格証(原本)を併せてご提示願います。
- (8) 講習科目の一部受講免除を受ける方は、自分が受講しなければならない科目の開始時刻の30分前までに会場に会場に到着し、受付をしてください。
- (9) 受講申込者が少数の時は、講習を中止する場合がございますのでご了承ください。

建設労働者確保育成助成金のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習は、北海道労働局(厚生労働省)が支給する標記助成金制度の対象となっています。

制度の概要は下記に示す内容となっておりますので、要件を満たす方で希望される方は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

《支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が建設業の12.0/1000である中小建設事業主であること
3. 不正及び労働関係法令違反や労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が被保険者であること
5. 受講者から費用を徴収していないこと
6. 受講期間中、受講者に賃金が支払われること

《助成金の種類と金額》

1. 【経費助成】
 - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
支給対象経費の3/4
 - ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
支給対象経費の3/5
2. 【賃金助成】
 - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
一人あたり日額 7,600円
 - ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
一人あたり日額 6,650円

《手続きに関する留意点》

1. 計画届
講習の受講開始日の2ヵ月前から1週間前までの間に計画届を労働局に提出して認定(受理番号)を受ける。
※講習を受けようとする都度、計画届の提出が必要となります。
2. 支給申請
講習終了の翌日から起算して2ヵ月以内に計画届で認定された受理番号を記載して支給申請書を提出する。
※事前に計画届の提出がない場合は、提出期間内に支給申請書が提出されてもこの助成金制度は利用出来ませんのでご注意ください。
3. この制度を利用する場合に必要な書類は各分会に備えてありますので、事務局にお尋ね下さい。

※提出書類関係、提出期限及び手続きに関しては、労働局・職業対策課(雇用対策係)にお問い合わせ下さい。

《申請先》

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3階
北海道労働局 職業対策課 雇用対策係
TEL 011-738-1043